

防整施第7125号
28.3.31

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う契約事務手続について (通知)

標記について、下記のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告又は手続開始の公示を行う建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。）について適用することとしたので遺漏のないよう措置されたい。

なお、建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う契約事務手続について（防整施第17576号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

記

1 建築士法第22条の3の3に関する手続

- (1) 対象業務は、設計業務のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）上、建築士の資格を必要とする業務又は工事監理業務のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）による工事監理者を要求する業務（いずれも延べ面積が300平方メートル以下の建築物に係るものを含む。）とする。
- (2) 工事及び技術業務の契約事務をつかさどる部署（以下「契約担当部署」という。）は、落札者又は契約の相手方（以下「落札者等」という。）が決定したときには直ちに落札者等に対し契約関係書類を交付するとともに、期限までに建築士法第22条の3の3に定める内容について、工事及び技術業務の監督事務をつかさどる部署（以下「業務担当部署」という。）との協議を了しなければならないこと及び別紙には協議を了した内容を記載しなければならないことを説明する。
- (3) 業務担当部署は、建築士法第24条の7第1項に基づく説明を受ける際、落札者等に別紙の提出を求める。
- (4) 業務担当部署は、別紙の提出を受けたときは、期限までにその記載内容が適切であることを確認し、業務担当部署の長までの決裁を受けて、契約担当部署に報告する。

2 契約締結

契約担当部署は、前項第4号の報告に基づき、別紙を添付した契約書により契約を締結するものとする。

なお、前項第2号の協議に時間を要するために落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に落札者等が契約書案を契約

担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出できない場合は、入札心得書（入札心得書等について（防整施第6932号。28.3.31）に定める入札心得書をいう。）第13条第1項ただし書き又は見積心得書（入札心得書等についてに定める見積心得書をいう。）第11条第1項ただし書きの規定に基づき、契約担当部署は落札者等から当該期間の延長を求める旨の文書を提出させ、書面による承諾を行うものとする。

3 建築士法施行規則第17条の38第6号に係る記載事項

建築士法施行規則第17条の38第6号に定める事項を記載した書面は、受注者から提出される再委託申請書とし、建築士法第22条の3の3第2項に基づく交付は、設計等技術業務委託契約書第10条第2項又は事業監理業務委託契約書第5条第1項に規定する承諾手続により実施するものとする。

なお、再委託申請書には、再委託の理由とともに、再委託予定者を選定した理由の記載を求めるものとする。

4 契約変更

契約変更の手続は、その必要が生じた都度、発注者と落札者等が協議の上、第1項の手続に準拠し、速やかに行うものとする。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	〇〇仕様書のとおり
業務の種類、内容及び方法	〇〇仕様書のとおり

作成する設計図書の種類	〇〇仕様書のとおり
-------------	-----------

※設計業務の場合

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	〇〇仕様書のとおり
-------------------------------------	-----------

※工事監理業務の場合

設計(工事監理)に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】:	
【資格】:()建築士	【登録番号】:
【氏名】:	
【資格】:()建築士	【登録番号】:
(建築設備の設計(工事監理)に関し意見を聴く者)	
【氏名】:	
【資格】:()設備士	【登録番号】:
()建築士	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分(一級、二級、木造)	()建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

(注)契約後に本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。